

# 行政ふくしま

2022.5 No.139



ミルキーウェイ (写真提供：安藤 強)



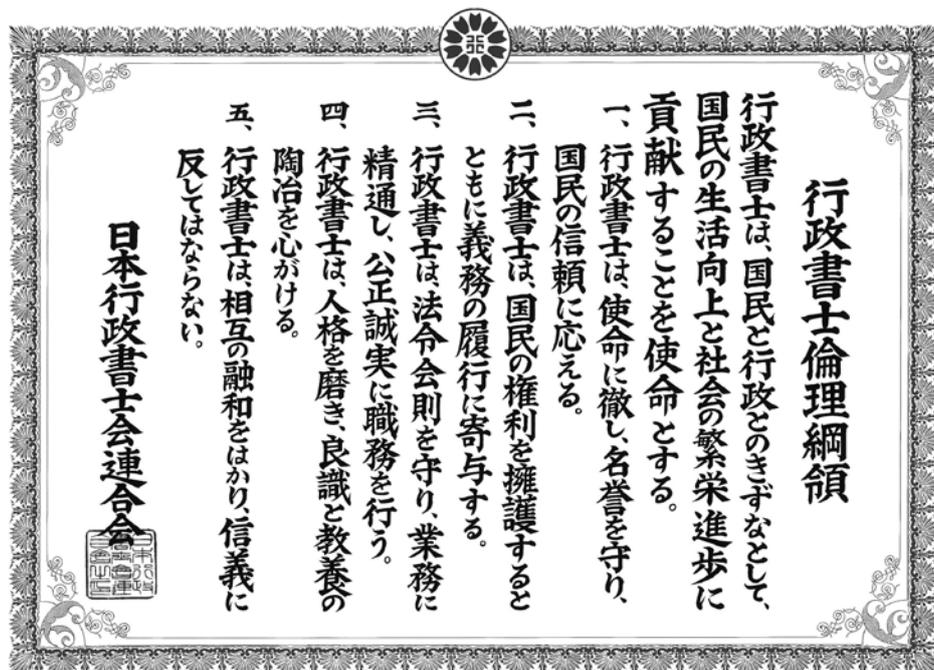
福島県行政書士会

<https://www.fukushima-gyosei.jp/>

- 行政書士ADRセンター福島  
設立に向けての説明
- 支部協議会 報告
- 特集記事  
業務専門委員会 業務情報

# 目 次

行政書士 ADR センター福島 設立に向けての説明	1
特集記事	
第一委員会 法律改正情報	5
第二委員会 実務に関わる業務情報	6
第三委員会 実務に関わる業務情報／法改正に係る情報について	7
第四委員会 出入国・在留手続きの情報(令和4年4月15日現在)	8
相続土地国庫帰属制度(令和5年4月27日施行)について	9
第五委員会 民法の成年年齢引き下げが 企業にもたらす影響について	10
令和3年度 第5回 理事会報告	11
令和4年度 第1回 理事会報告	12
令和4年度 第1回 支部協議会報告	13
令和3年度 出張無料相談会の実績報告	14
おかめはちもく	15
会員の動き 新入会員の紹介 / 行政書士法人の紹介	16
変更届	17
退会者 / 訃 報	18
会費納入について (お願い)	19
会務日誌	20
編集後記 / 写真説明	21



# 行政書士ADRセンター福島

## 設立に向けての説明

「行政書士 ADR センター福島」

設立準備特別委員会 委員長

鵜沼 理人 (副会長)

### 1 裁判外紛争解決手続（ADR）の利用の促進に関する法律

#### 〈目的〉

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることに鑑み、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の完成猶予等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

#### 〈この法律の背景〉

- 訴額が少額の紛争については、裁判手続きが機能していない。
- 弁護士費用を含めた訴訟費用が 60 万円程度かかる。訴訟が長期化の問題がある。
- 従来の地域社会の紛争解決手段は、法律的解決がなされていると評価できない場合があるため、法的権利を有する被害者が救済されない恐れがある。
- あらゆる紛争を裁判手続きにより解決することが適切といえない紛争が生じてきた。

これらの理由から、裁判外紛争解決手続の検討が要請された。

※この法律により、法務省に認証された紛争解決事業者による紛争処理を可能にして、国民の権利利益の実現を図ることになった。

## 2 当会のこれまでの経緯

平成 18 年裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の成立に合わせるように、当会は平成 17 年度 ADR センター運営委員会を設置して、当会は ADR 認証取得に向けて協議、検討し計画を策定してきた。そのための準備金の積み立ても行ってきました。

これまで、認証取得するための認証申請を 2 度試みたが、添付書類である誓約書及び住民票について、一部理事による未提出のため、その申請を進めることができなかった。

## 3 「行政書士 ADR センター福島」の意義

### (1) 要素

- ① 行政書士を監督する官庁は、総務省であるが、新たに ADR センターを設置することで法務省とのラインを形成することができる。
- ② 紛争処理に行政書士が関与することによって、相談業務のみから紛争解決の能力を習得できる。
- ③ 行政書士に関する紛争処理に向けた研修をすることで、会員の能力の向上を図れる。

### (2) 効果

行政書士による紛争解決能力を社会に示すことで、信用、信頼を増すことができる。行政書士の社会的な役割としての紛争解決を担うことによって、行政書士の認知度を上げることができる。活動を展開することで、行政書士への広報的效果が見込まれる。

## 4 日本行政書士会連合会の方針

連合会においては、平成 18 年の法律施行に合わせて、日本弁護士連合会と協議して取り扱い分野を限定したうえで、行政書士の参入が可能という道を開いた。それに合わせ、各都道府県単位会が参入を目指して手を挙げました。

現在、認証取得して活動する単位会は

北海道会、宮城会、東京会、神奈川会、埼玉会、長野会、静岡会、新潟会、愛知会、三重会、大阪会、京都会、奈良会、和歌山会、兵庫会、岡山市、山口会、香川県、福岡会

の 1 都 1 道 2 府 15 県の 19 単位会があります。年間の取扱件数については、東京会の件数が突出しているものの、それ以外の単位会は 3～5 件程度となっており、年間 0 件の単位会もあるのが現状です。

連合会においては、より多くの単位会が認証を取得し紛争解決にあたることによって、限定の解除に向けた交渉に臨む方向です。

令和4年3月現在で法務省の認証したADR機関は172あります。このうち現在活動中の機関は164あり、業務を廃止した機関は7、解散した機関は2となっています。行政書士単位会のADR機関で業務廃止、解散した機関はありません。

## 5 ADRセンター設立にあたり指摘されること

- (1) 事業として、成り立たない。すなわち、申立人からの手数料のみでは、事業運営費を賄えないとの指摘があります。

この指摘は、一面正しい指摘であると思われます。ただし、平成17年度事業計画においてADRへの参入を目指し、運営委員会を組織しその是非について検討を加えてきた際に、手数料収入のみで運営費を充足できないこと、すなわち当会からの運営資金の拠出が必要となることは当然の前提というべきものでありました。当会は、このような収支に関する事項についての問題に、目をつむり事業計画を策定したのではありません。事業運営の準備金を別途積み立てる形で、運営資金の拠出が必要になることを見越して対応していたのであります。

また、事業実施の人員の確保のために会員に対して、手続実施者としての研修を実施してきました。その延長線上に、現在実施している司法研修があったのです。

このように、策定された事業計画に対して、当会は総会においてADRセンターの認証についての採決をうけ、その実施に向けての努力をしてきたのであります。よって、この指摘は当たらないと考えます。

- (2) 行政書士は、行政書士法で与えられた法定業務を守るべきであり、余計な事業をする必要がないという指摘があります。

行政書士制度が70年を経過したこれまでの過程で、本来行政書士の業務であったものを失った過去があります。また、現在の国や地方公共団体の補助金・助成金制度においては、税理士・中小企業診断士が主体にその申請がなされている状況です。この点は、国が行政書士の能力についてどのように評価しているのかの問題であります。さらに、デジタル庁の開設により、オンライン申請が原則とされた場合には、その際に行政書士のオンライン申請率が低調であれば法定業務を守ることができるのかという現状があるのです。

そこで、法定業務を守るためには、行政書士の社会的な存在意義を示さなければなりません。そのために、行政書士の社会的な役割を示す方法の一つとして今回のADR認証申請があります。

よって、法定業務を守るという意味においても、認証申請は必要な事業であり、余計な事業をする必要がないという指摘は妥当しないと考えます。

## 6 委員長としての思い

当会において、平成17年から令和3年の約16年間、事業計画にありながら実現できないこの状況を、解消するために今年度中の認証を取得することになります。会員の皆様のご理解を賜りまして、ADR認証を進めていきたいと思っております。

10年後、20年後の行政書士の未来を、外国人労働者を受け入れへ舵を切るなどの日本社会の変化を考えたとき、この分野への進出が必要であると思っております。

### 行政書士ADRセンター福島取扱分野

- 1)外国人の就労、就学に関する紛争
- 2)自転車と自転車、自転車と歩行者との事故に関する紛争
- 3)愛護動物に関する紛争
- 4)敷金返還又は原状回復をめぐる紛争

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年6月10日法律第43号)  
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令  
(令和2年11月27日政令第336号) …… 施行期日は、令和4年4月1日となった。

### 改正の目的

近年の激甚化・頻発化する自然災害に的確に対応するため、土地利用規制、開発規制、立地誘導等による防災・減災対策の強化、安全なまちづくりの推進 ⇒ [改正の柱] 都市計画法の開発許可制度の見直し

#### ①災害ハザードエリアにおける開発抑制（開発許可の見直し）

##### ・災害レッドゾーン

災害危険区域（建築基準法）・土砂災害特別警戒区域（土砂災害法）・地すべり防止区域（地すべり等防止法）・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）  
…………… 開発規制⇒（下記に表記）

##### ・災害イエローゾーン

土砂災害警戒区域・浸水想定区域（洪水等の発生に生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある殿に区域に限る）…………… 開発規制⇒（下記に表示）

##### ・災害レッドゾーン内における開発許可の対象とならない小規模な住宅等の開発に対する勧告・公表

#### ②立地適正化計画の強化（防災を主流化）

- ・立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
- ・立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保等を定める「防災指針」の作成

#### ③災害ハザードエリアからの移転の促進

- ・市町村による防災移転支援計画

### 都市計画法改正

#### ①都市計画法 第33条第1項第8号の改正

⇒ 同条での規制（原則禁止）を自己業務用施設（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工事等）まで拡大した点で、規制強化  
例外もある。⇒ 今回の改正で「国は技術的助言」（「令和3年通知」制定）

#### ②市街化調整区域内の浸水想定区域等における開発規制の厳格化

⇒ 浸水想定区域等のうち安全性が確保されていない土地の区域については、市街化調整区域において条例により開発を特例的に認める区域(同法34条第11号及び第12号の規定により許可が可能となる区域)から除外する。

#### ③災害ハザードエリアからの移転の促進

⇒ 市街化調整区域内の災害レッドゾーンからの移転に係る開発許可の特例  
〔同法第34条第8号の2〕を新設 ⇒例えば、調整区域に立地する浸水被害住宅、施設等が従前と同一の用途であれば、同じ市街化調整区域内のレッドゾーン以外の別の場所に移転する場合には、開発許可できる措置

(⇒ 波線以外の例では、第8号の2は適用できない点に注意)

以上

## ① 建設業退職金共済事業加入・履行証明書の発行基準の改定について

令和4年度から、経営事項審査用の「加入・履行証明書」の発行基準が厳格化されました。発行基準の条件を満たさないとき（共済証紙の購入、共済手帳への貼付、電子申請による掛金の充当、手帳の更新が適正に行われていない等）は、「加入・履行証明書」の発行はされません。発行基準を緩和している支部もありますので、詳しくは、該当する建退共各支部にお問い合わせください。

建退共福島県支部のホームページ

<http://kentaikyou.fukushima.jp/>

- 経営事項審査のその他の審査項目（社会性等）、評点（P点）に関係してくる改訂となりますので、ご注意ください。
- 令和3年9月以前就労分の共済証紙を遡って購入したい場合は、共済証紙の販売が終了（1日あたりの掛金変更により）しており、電子申請方式での掛金充当を行う必要があります。建設業者さんにとって電子申請の手続きは煩雑なため、行政書士に依頼されることも想定されます。

## ② 石綿(アスベスト)の有無の事前調査結果の報告が施工業者の義務になります

※ 2022年4月1日着工の工事から適用

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、原則全ての工事について、事前に法令に基づく石綿の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。一定規模以上の工事は、あらかじめ施工業者が労働基準監督署と自治体に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。（2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも有資格者による調査を行うことが望ましいです。）
- 建築物石綿含有建材調査者となるための講習会が建設業労働災害防止協会等で実施されています。

**詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!**



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です。

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。



石綿総合情報ポータルサイト
検索

建設業者さんへ周知をお願いします。g ビズ ID を利用した石綿事前調査結果報告システムによる報告も可能であり、行政書士に依頼されることも想定されます。

直接実務に関わる業務情報、法改正に係る情報などについて最近の情報を2つご案内させていただきます。

### ① 警察窓口業務の受付時間短縮の試行について

#### 【概要】

令和4年6月1日から警察本部及び各警察署における各種申請・届出等の受付業務がこれまでの「平日8:30～17:15」から「平日9:00～16:00」に変更となる。

#### 【解説】

皆様にはすでに通知しておりますが、概要のとおり警察窓口での許可、届出等の受付時間が短縮されます。対象となる申請、届出等は、「車庫証明関係」「古物商許可等関係」「風営法等許可等関係」「道路使用許可関係」「安全運転管理者関係」等を含む46業務となります。対象業務については、福島県警のHPからご確認ください。尚、オンライン申請が可能な申請については、時間を問わず申請が可能となります。オンラインでの申請が可能な手続きについては「道路使用許可関係」「安全運転管理者関係」を含む一部の申請が本年1月からオンラインでの申請が可能となっております。

こちらの詳細については「警察行政手続サイト」からご確認ください。

### ② 希望ナンバー予約の有効期限の取扱いについて

#### 【概要】

申請者や申請代理人の新型コロナウイルス感染症の感染などによる外出自粛等の影響によって、自動車の登録検査手続等の窓口への申請が遅延したため、希望番号予約済証の有効期限である30日を超過してしまうといった事例が発生していることから、特別な事由により運輸支局等の窓口申請者等が申請するまでに希望番号予約済証の有効期限が超過してしまう場合には、事前に各交付代行者宛に申出を行うことにより、希望番号予約済証の有効期限を延長できる。

#### 【解説】

特別な事由によって希望番号予約済証の有効期限内に登録等が出来ない場合は、各交付代行者に個別に申出を行うことで期限を延長してもらえるようになりました。

特別な事由とは

- ① 天災その他やむを得ない事由
- ② 個別の事情を鑑み延長が必要と認められるとき

#### 【想定される例】

- ・自動車工場が被災し、当該自動車の生産が間に合わないとき
- ・自然災害等で道路事情の悪化等、物流の停滞により当該自動車や番号標の到着が遅延するとき
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により保健所から隔離の指示を受けたとき

尚、上記事由は一例となります。上記例以外で特別な事由により有効期限内に登録等が出来ないと判断された場合も各交付代行者へ相談してください。因みに各交付代行者とは

- ▶ 福島、会津、郡山、白河ナンバー …… 「福島県自動車会議所 本所」
- ▶ 福島、会津、郡山、白河ナンバー（軽自動車） …… 「福島県自動車会議所 福島軽分室」
- ▶ いわきナンバー …… 「福島県自動車会議所 いわき支所」
- ▶ いわきナンバー（軽自動車） …… 「福島県自動車会議所 いわき軽分室」

となります。

以上、第三委員会からの報告となります。

## 外国籍の方の新規入国について

現在、外国人の新規入国については、「水際対策強化に係る新たな措置(27)」が運用されており、この措置に基づいて、受入責任者の管理の下、観光目的以外の新規入国が認められている。

- 対象者 ① 商用・就労等の目的の短期間(3月以下)の滞在者又は長期間の滞在者  
② ①の滞在者で日本国内に受入責任者がある者

### 査証申請に必要な書類

- (A) 受入責任者がオンライン申請で入手した受付済証  
(B) 渡航目的に応じた査証申請書類(各大使館)

受入責任者：入国者の雇用や事業・興行のために招へいする企業・団体のこと。

受付済証：受入責任者が厚生労働省の入国者健康確認システム(ERFS)にオンラインで事前申請し、外国籍に新規入国者に関する情報等の入力、誓約事項の同意等を行い発行されるもの。  
この受付済証は、入国者健康確認システム(ERFS)へ委任を受けた行政書士が代行で申請することもできる。

## 入国者健康確認システム(ERFS)について …… 重要！

ERFS：Entrants, Returnees Follow-up System

ERFSは、2022年3月にその運用がはじまっており、前述したように「受付済証」が発行される。新たな措置(19)で運用されていた各業所管省庁の審査を受ける審査済証の運用期間は、僅かな間で運用が終わり、その煩雑な手続きが見直され、ERFSでは、スムーズかつスリムになった。ERFSサイトのFAQには、行政書士以外の者が有償で代行する場合、行政書士法に抵触する旨のガイドもあり、代行申請者への注意も促されている。

ERFSでは、メールと電子証明書(ERFS発行)の扱いが必須となっている。ERFSのマニュアル等をよく読んで、ご対応頂きたい。

## 出入国・在留手続きのデジタル化について …… 重要！

令和4年3月16日からオンラインによる在留申請手続きが新しくなっている。これまで、オンライン申請する場合、申請人の所属機関毎に利用申出書を提出したが、申請取次行政書士であれば、利用者情報を登録して認証IDの発行通知後に利用申請できるようになった。こちらも「行政書士・弁護士向けマニュアル」がサイトにあるのでよく読んで、ご対応頂きたい。

私もオンラインでの申請可能な全種類の在留資格の申請を済ませたが、特に大きなシステム上のトラブルはなかった。ただし、入管窓口での申請後の申請受付票や在留カードの裏面に申請済の押印がないなど予め申請人にこれらの点に対する説明が生じる場合があるのでご留意頂きたい。

## 背景

- ①土地利用ニーズの低下等により、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える者が増加している。
- ②相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いている。

## 制度の概要

- 所有者不明土地の発生を抑制するため、相続又は遺贈により土地の所有権を取得した相続人が、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度を創設。
- 要件審査を経て法務大臣の承認を受けた者は、土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の負担金(詳細は政令で規定)を納付する(新法10I)。
  - ※[参考]現状の国有地の標準的な管理費用(10年分) 原野:約20万円、市街地の宅地(200㎡):約80万円
- 国庫に帰属した土地は、普通財産として、国が管理・処分する。
  - ・主に農用地、森林として利用されている土地…………… 農林水産大臣が管理・処分
  - ・それ以外の土地…………… 財務大臣が管理・処分

## 手続きの流れ

- ① 承認申請 → ② 法務大臣(法務局)の要件審査・承認 → ③ 申請者が負担金を納付 → ④ 国庫帰属

## 要件

### 却下要件

- 1) 建物の存する土地
- 2) 担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地
- 3) 通路その他の他人による使用が予定されている土地として政令で定めるものが含まれる土地
- 4) 土壤汚染対策法上の特定有害物質により汚染されている土地
- 5) 境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地  
⇒ これらのいずれかに該当する場合には、法務大臣は、承認申請を却下しなければならない

### 不承認要件(費用・労力の過分性について個別の判断を要するもの)

- 1) 崖(勾配、高さその他の事項について政令で定める基準に該当するものに限る)
- 2) 土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地
- 3) 除去しなければ土地の通常の管理又は処分をする有体物が地下に存する土地
- 4) 隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地として政令で定めるもの
- 5) 上記のほか、通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地として政令で定めるもの  
⇒ これらのいずれかに該当する場合には、法務大臣は、不承認処分をする  
※ 却下、不承認処分のいずれについても、行政不服審査・行政事件訴訟で不服申し立てが可能

法務省：所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し(民法・不動産登記法等一部改正法・相続土地国庫帰属法)(moj.go.jp)

## 民法の成年年齢引き下げが 企業にもたらす影響について

民法の一部を改正する法律案が、2018年6月13日国会で可決、法律が成立し、2022年4月1日から施行されました。この改正ではこれまで「満20歳」とされてきた成年の定義が見直され、18歳に成年年齢を引き下げることとなります。

これは社会経済情勢の変化に鑑みたものであり、若者のより積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにするを目的としています。すでに公職選挙法は満18歳を選挙権を得る年齢としており、その流れを反映させたものでもあります。

成年年齢の引き下げによって、以降は満18歳から、・契約の締結・事業活動などが可能となりますが、飲酒、喫煙、公営ギャンブルは従来と変わらず、20歳まで行うことができません。今回の民法の成年年齢引き下げが企業にもたらす影響について注意点を記載します。

### 雇用に関する注意点

#### 雇用契約の締結、解除

未成年者が労働契約を結ぶ場合、その雇用形態がいかなる場合であっても「親権者の同意」が必要となります。親権者の同意のない法律行為は、親権者が取り消すことができます。今後は18歳以上の者は、労働基準法15条による場合など自身で労働契約の解除を申し入れることができるようになります。

#### 契約に関する注意点

未成年者との契約は一般的に親権者による同意や取り消しの問題がつきまといまいます。今後は重要事項説明が必要になるような取引や、金額が大きい取引、相手が巨額の債務を負うような取引の場合は相手が18歳以上の者であるかどうかを確かめて取引を行う必要があります。一方で、子どもが親のクレジットカードでスマートフォンゲームに課金した場合などでは、親権者がサービス利用に関与していないため同意なき未成年者の行為として契約の取り消しを認めた判決がありますが、今回の改正により、18歳以上の者について親権者は取り消すことはできなくなります。

# 令和3年度 第5回 理事会報告

報告者 広報部

〈開催日時〉令和4年3月18日(金) 午後1時30分～午後5時  
〈開催場所〉福島県行政書士会館2階会議室及びWeb会議  
〈出席者数〉18名(1名Zoom参加)  
〈欠席者数〉3名

## 【議案】

- 〈第1号議案〉 「総合相談センター」支出の件について  
可決承認された。
- 〈第2号議案〉 未納会費債権の消去処理について  
可決承認された。

## 【報告事項】

- (1) 令和3年度会費納入状況及び予算執行状況について  
馬場経理部長より、会費の納入状況及び予算の執行状況について報告があった。
- (2) 各部の今年度の事業の総括について  
各部長、総合相談センター長、行政書士ADRセンター福島」設立準備特別委員長、電子化推進委員長より令和3年度の事業について報告があった。
- (3) 令和3年度行政書士試験の合格者数について  
会長より福島県の合格者は43名だったとの報告があった。
- (4) 日行連関係について  
会長より、デジタル化とコロナ対策支援について報告があった。  
鵜沼副会長より、日行連特定行政書士全国担当者会議の報告があった。  
紺野企画開発部長より、日行連全国知的財産業務担当者会議の報告があった。  
小田島広報副部長(第五委員長)より、日行連全国企業支援業務担当者会議の報告があった。
- (5) その他  
なし

## 【協議事項】

- (1) 来年度の事業計画及び予算について  
各部長、総合相談センター長、「行政書士ADRセンター福島」設立準備特別委員長、電子化推進委員長より令和4年度の事業計画と予算について説明があった。  
会長より、今後の職務上請求書払出し方法及び倫理研修について説明があった。また、会館に隣接している弁護士事務所跡地の借用について話があった。
- (2) その他  
ADRセンターの認証申請について協議された。

【その他】 なし

# 令和4年度 第1回 理事会報告

報告者 広報部長 安藤 強

〈開催日時〉令和4年4月18日(月) 午後1時30分～午後3時30分

〈開催場所〉福島県行政書士会館2階会議室及びWeb会議

〈出席者数〉20名

〈欠席者数〉2名

## 【議 案】

- 〈第1号議案〉 令和4年度定時総会について  
コロナウィルス 感染予防のため、原案を縮小して開催する説明があり可決承認された。
- 〈第2号議案〉 令和3年度事業報告について  
金沢会長、各部長からの報告があり可決承認された。
- 〈第3号議案〉 令和3年度一般会計収支決算及び監査報告について  
馬場経理部長より報告があり可決承認された。
- 〈第4号議案〉 令和3年度特別会計互助事業費収支決算及び監査報告について  
馬場経理部長より報告があり可決承認された。
- 〈第5号議案〉 令和3年度特別会計幹旋品収支決算及び監査報告について  
馬場経理部長より報告があり可決承認された。
- 〈第6号議案〉 令和3年度特別会計丁種封印事業費収支決算及び監査報告について  
馬場経理部長より報告があり可決承認された。
- 〈第7号議案〉 令和3年度特別会計ADRセンター福島事業費収支決算及び監査報告について  
馬場経理部長より報告があり可決承認された。  
武田監事より、第3号議案から第7号議案までの会計監査報告があった。
- 〈第8号議案〉 福島県行政書士会会長表彰、日本行政書士会連合会東北地方協議会会長表彰及び日本行政書士会連合会会長表彰について  
原案どおり承認可決された。
- 〈第9号議案〉 令和4年度事業計画（案）について  
金沢会長、各部長より説明があり、可決承認された。
- 〈第10号議案〉 令和4年度予算（案）について  
金沢会長、経理部長より説明があり、可決承認された。
- 〈第11号議案〉 任期満了に伴う日本行政書士会連合会代議員選任について  
金沢会長より説明があり、可決承認された。
- 〈第12号議案〉 第三委員会の開催について  
紺野企画開発部長より説明があり、可決承認された。

## 【報告事項】

- (1) 令和3年度総合相談センター相談件数について  
川島総合相談センター長より報告があった。
- (2) その他
  - ・単位会のウクライナ難民支援の担当者について  
紺野企画開発部長を選任した旨の報告が会長よりあった。

## 【その他】

【閉会のことば】 副会長 菅野良成

# 令和4年度 第1回 支部協議会報告

支部協議会議長 芳賀清光

支部協議会が下記のとおり開催されましたので、報告いたします。

- 〈日 時〉 令和4年4月11日(月) 午後1時から午後2時まで  
〈場 所〉 本会会議室1・2  
〈出席者〉 支部協議会構成員（各支部長：6名）  
〈オブザーバー〉 会長、川島副会長（副会長2名支部長兼務）

## 【協議事項】

- (1) 令和4年度事業計画（案）について  
会長より、以下のとおり説明があった。  
新年度は司法研修を予定、第五委員会で冊子の作成を計画、広報部においてHPリニューアルを予定している。  
日行連において特定行政書士の数を増やしたいということなので、各支部においても特定行政書士を受講することをおすすめしたい。  
職務上請求書の取扱いが今後厳しくなる。詳細は日行連で調整中である。
- (2) 令和4年度定時総会について  
会長より、以下のとおり説明があった。  
新型コロナウイルスが第7波に入ったため、開始時間を午後1時からに変更したい。来賓は招待せず、日行連会長のみとする。表彰関係も名簿に掲載するのみとし、郵送で対応させて頂きたい。会場はハワイアンズを予定。懇親会はなし。
  - ・表彰者について  
会長より、資料に基づき説明があった。  
副議長より、今後の状況によっては書面決議になることもあるかとの質問があり、会長より委任状が揃うのであれば集まる方向で考えているとの回答があった。
- (3) その他

## 【報告事項】

- (1) 各支部諸般の報告について  
各支部より、支部総会の日程について報告があった。  
会津支部長より、会費納入について、「納付期限5月末日まで」と広報してきたが、「4月1日から5月末日まで」と、納期限厳守を研修会などあらゆる機会に広報した。例年より多く納入しているとの報告があった。全支部が納期限までには全会員が納入する対策を確認した。
- (2) 地震被害の状況について  
議長は、資料に基づき現時点でわかっている被害状況を報告した。各支部で連絡の取り方など日頃から話し合うことが必要であると述べた。
- (3) 理事会報告について  
会長より、本会会館隣の空き地を駐車場として賃借することについて、今後理事会にかけて総会で最終的に提案する予定であるとの報告があり了解した。
- (4) その他  
会長より、日行連からウクライナ避難民への支援体制構築の協力依頼があり、紺野企画開発部長を担当者にしたこと等報告があった。  
議長より、ロシアの侵略行為は国連憲章違反で許されるものではないと発言。ウクライナ避難民の支援を確認した。

## 【その他】

相双支部長より、会費滞納者に関する綱紀委員会を年2回開催しているが25万円位費用がかかっている。支部に調査費をだして、支部で動けば滞納者が減り委員会費も半分になるのではないかとの提案があり意見が交わされた。各支部が5月末日まで納期限厳守対策を講じることを確認した。

# 令和3年度出張無料相談会の実績報告

( 広 報 部 )

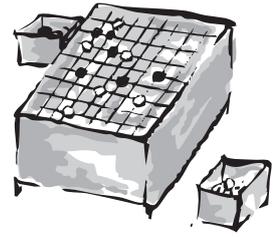
〈期間〉令和3年4月1日～令和4年3月31日

項目	市 町 村 別 相 談 会 開 催 内 訳										合計			
	伊達市	郡山市	相馬市・ 新地町	会津若 松市	喜多方市	いわき市	大玉村	須賀川市	白河市	泉崎村		三春町	矢祭町	会津 坂下町
開催日数	6	3	1	7	6	22	4	2	1	1	1	5	1	61
相談件数	44	32	22	12	7	7	6	5	5	4	2	1	0	147
延相談員	44	40	11	42	12	83	11	6	2	3	3	2	7	268
相 談 内 容 内 訳														
相 続	30	12	11	4	4	3	1	3	3	2	1	1		75
遺 言	2	3	1		2		1							9
不 動 産	1	6	3											10
生 活 相 談	4													4
離 婚	2	1												3
土 地 関 係				1				2	2	1				6
許 認 可				2		1								3
成 年 後 見		1	2		1					1				5
贈 与		1					1							2
賃 借 関 係				2										2
債 権 債 務		1												1
法 人 関 係		1												1
家 族 信 託		1												1
養 子 離 縁						1								1
原 子 力 災 害 賠 償 金						1								1
地 中 金 庫 貯 蓄 金				1										1
消 費 者 問 題							1							1
事 業 承 継		1												1
終 活							1							1
そ の 他	5	4	5	2		1	1			1				19
合 計	44	32	22	12	7	7	6	5	5	4	2	1	0	147

(件数)

# おかめはちもく

会員のための自由投稿コーナー



## 日本は中立国か？

広報部長 安藤 強

2022年2月24日ロシア連邦がウクライナへ軍事侵攻した。日本の首相官邸と国会は「ロシアによるウクライナ侵略」と表記。(引用 :Wikipedia)

日本行政書士会常任会長も2022年3月11日にロシアによるウクライナ侵攻として声明を出している。

ロシアの行為は国連憲章違反であるのは分かるが、私達は知らず知らずのうちに、ロシアの「敵国」になりつつあるのではないかと疑問が不意に湧いてきた。私達日本人の感覚では、ウクライナ難民への人道支援はするがロシアの敵国でなく中立を保っているとの認識がほとんどではないかしら。

さらにロシア・ウクライナ・NATO(北大西洋条約機構)は、「戦争」と定義していないらしい。……ん？

これを考えるには国際法を紐解く必要がある。国際法は価値がないという主張もある一方、「国際法上合法である」と自らの行動の正当化を主張するために国際法は価値があるとも言われている。それはさておき、まずは、国際連合憲章を知らなければならぬ。

国連憲章の第24条4項で国家が武力行使することを禁止している。ただし、例外として武力攻撃が発生した場合の個別的又は集団的自衛の権利は認められている。(国際連合憲章第51条)戦争の違法化は明記されているが、どこまで他国への人道的介入が許されているのかの解釈は別れている。

では国際法上、戦争にルールがあるのか？戦時国際法としてハーグ諸条約、ジュネーブ諸条約のルールがあり、2つをまとめた国際人道法があり、開戦規則や戦闘規則があるらしい。

これらの戦時国際法上、日本は中立国か？中立国は当事者国への衛生品以外の支援は、戦時禁制品となっている。防弾チョッキをウクライナへ送っている日本は、既にウクライナへ加担しているのではないのか。我々は相応の覚悟を持たなければならないのか。

ロシアは、今回のウクライナへの侵攻を宣戦布告はしていないとし、「特殊軍事作戦行動」であって「戦争」ではないとしているのは、戦争責任を回避するためと言われている。ウクライナも宣戦布告は

しておらず「事変」としている。国際法上、「戦争」には中立義務があるが、「事変」には中立義務がない。これにより、ウクライナも各国から武器などの戦時禁制品の支援が受けられるからである。

つまり、今回の侵攻は、「戦争」だとすると米英はもとより、日本も中立義務違反になって同盟国としてロシアの敵国になってしまう。かつて支那事変の際、米国は日本に石油を売り、中国に武器を売っていた。そうこれは「戦争」ではなく「事変」だからである。「戦争」であれば、国際法上、米国は中立義務を果たさなければならず戦時禁制品は売買できない。

ロシア、ウクライナ、中国、米国、英国を含むNATO諸国はロシアのウクライナ侵攻を「戦争」としないほうが都合なのである。ただし、今回、中国は日本と違い戦時禁制品をウクライナへは送らず、衛生品のみの人道支援をしていると言われている。

ここで「戦争」と定義していない理由の謎が分かった。では、日本はロシアの敵国かという疑問であるが、「戦争」には加担していないがロシアのプーチン大統領の解釈次第となる。

現段階では非友好国と見做されている。ロシアがウクライナを制圧し、支配下におさめた場合、日本の安全を考えなければならない。

非人道的な行為を前にして、中立という立場は、道徳的責任を逃れているとも言われる。ダンテは『神曲』で中立を罪と見なし、神に対して反抗的でも忠誠的でも無い者は神からも悪魔からも嫌われ、地獄の門のすぐ側で死の望みも無く悶え苦しむと書いている。

最後は米国の2人の大統領の言葉を引用したい。米国の第35代大統領ジョン・Fケネディは「地獄で一番熱い場所は道徳的な危機の時に中立を保持する人のためにとって置かれる」とダンテを引用し、第44代大統領バラク・オバマは「戦争がこれからもあると知りつつ、平和への努力を続けることができる。われわれにはそれが可能だ。」とノーベル平和賞授賞式でスピーチしている。

この会報がお手元に届く頃には、平和が戻っていることを祈ります。ではご機嫌よう。

# 会員の動き

## 新入会員の紹介 (令和4年1月1日～令和4年4月15日登録者)



氏名 **原 田 宗 友**  
 所属支部 郡山支部  
 登録番号 第 22050006 号  
 会員番号 第 2526 号  
 入会年月日 令和 4 年 1 月 1 日

事務所 郡山市熱海町熱海 1 - 8 - 3  
 電話番号 080 - 1834 - 7152



氏名 **金 田 幹 男**  
 所属支部 県南支部  
 登録番号 第 22050007 号  
 会員番号 第 2527 号  
 入会年月日 令和 4 年 1 月 1 日

事務所 白河市丸小山 1 - 12  
 電話番号 080 - 5557 - 4442



氏名 **三 瓶 愛 樹**  
 所属支部 福島支部  
 登録番号 第 22050008 号  
 会員番号 第 2528 号  
 入会年月日 令和 4 年 1 月 1 日

事務所 福島市松木町 9 番 11 号  
 電話番号 024 - 529 - 5961



氏名 **室 井 春 雄**  
 所属支部 会津支部  
 登録番号 第 22050100 号  
 会員番号 第 2529 号  
 入会年月日 令和 4 年 1 月 15 日

事務所 南会津郡下郷町大字中妻字大百刈72番地3  
 電話番号 0241 - 67 - 3136



氏名 **佐 藤 弘**  
 所属支部 県南支部  
 登録番号 第 22050175 号  
 会員番号 第 2530 号  
 入会年月日 令和 4 年 2 月 1 日

事務所 白河市向新蔵 12 番地  
 電話番号 0248 - 23 - 2502



氏名 **齋 藤 徹**  
 所属支部 郡山支部  
 登録番号 第 22050176 号  
 会員番号 第 2531 号  
 入会年月日 令和 4 年 2 月 1 日

事務所 郡山市緑町 16 番 1 号  
 電話番号 024 - 922 - 1300



氏名 **片 桐 光 啓**  
 所属支部 相双支部  
 登録番号 第 22050267 号  
 会員番号 第 2532 号  
 入会年月日 令和 4 年 2 月 15 日

事務所 南相馬市小高区南町1丁目82 さくらハイツ南町101  
 電話番号 080 - 5227 - 4396



氏名 **伊 藤 光**  
 所属支部 福島支部  
 登録番号 第 21062049 号  
 会員番号 第 2533 号  
 入会年月日 令和 4 年 3 月 1 日

事務所 安達郡大玉村大山字仲ノ沢 122  
 電話番号 050 - 8883 - 6880

## 行政書士法人の紹介 (行政書士法人の届出がありましたので、ご紹介いたします。)

支部	法人番号	法人名	事務所所在地	設立年月日
郡山	2200701	さんべ行政書士法人	郡山市緑町16番1号	令和3年 12月3日
福島	2200901	行政書士法人近藤事務所	福島市方木田字前白家5番地の1	令和4年 1月4日
いわき	2201101	行政書士法人小泉事務所	いわき市小名浜林城字大門8番地の1	令和4年 1月4日

# 会員の動き

**変更届** (会員より下記の届出がありましたので、会員名簿の修正をお願いいたします。)

## 個人会員

会員番号	氏名	変更後
2468	衛藤哲司(郡山支部)	(電話番号) 0247-82-6265 (FAX番号) 0247-82-6265
1989	小針一男(県南支部)	(郵便番号) 969-0265 (事務所所在地) 西白河郡矢吹町中畑南185-59 (FAX番号) 0248-52-3705
1808	菅家惣一郎(郡山支部)	(事務所の名称) 行政書士菅家惣一郎事務所
1875	三部吉久(郡山支部)	(事務所の名称) さんべ行政書士法人
2518	橋本浩介(郡山支部)	(事務所の名称) さんべ行政書士法人
2459	井上俊彦(福島支部)	(郵便番号) 960-0634 (事務所所在地) 伊達市保原町大泉字大竹内34番地1 (FAX番号) 024-575-2984
2116	真船あい(県南支部)	(事務所の名称) 行政書士真船事務所
2306	田中伸一(郡山支部)	(郵便番号) 963-0205 (事務所所在地) 郡山市堤3丁目75 (電話番号) 024-961-7505 (FAX番号) 024-961-9975
1988	小泉誠(いわき支部)	(事務所の名称) 行政書士法人小泉事務所
2118	近藤博(福島支部)	(事務所の名称) 行政書士法人近藤事務所
1873	大平勇一(いわき支部)	(事務所の名称) ククイ行政書士事務所 (事務所所在地) いわき市常磐湯本町天王崎1番地168 アオヤギビル302号室
2273	増子真也(郡山支部)	(事務所所在地) 郡山市大町一丁目6番13号
2307	鈴木祥浩(郡山支部)	(事務所の名称) 行政書士法人継Planning (事務所所在地) 郡山市開成四丁目8番10号 郡山SYビル102号 (電話番号) 024-983-9597 (FAX番号) 024-983-9598
2063	菅野真紀子(福島支部)	(事務所の名称) みやしろ行政書士事務所 (郵便番号) 960-0116 (事務所所在地) 福島市宮代字一本松53番地の4 (電話番号) 024-502-9306 (FAX番号) 024-502-9306
2517	藤巻計(相双支部)	(電話番号) 0244-26-7572 (FAX番号) 0244-26-7582
2469	尾形優太(県南支部)	(事務所の名称) ベストファーム行政書士法人 白河事務所 (事務所所在地) 白河市新白河一丁目36番地 (電話番号) 0248-21-7181 (FAX番号) 0248-21-7182
2528	三瓶愛樹(福島支部)	(電話番号) 024-529-5961 (FAX番号) 024-529-5962

## 法人会員

支部	法人番号	法人名	変更後
郡山	1600501	行政書士法人 KANKE	(事務所の名称) 行政書士法人継Planning (事務所所在地) 郡山市開成四丁目8番10号 郡山SYビル102号 (電話番号) 024-983-9597 (FAX番号) 024-983-9598
福島	1001608	ベストファーム 行政書士法人	従たる事務所設置 (事務所の名称) ベストファーム行政書士法人 福島事務所 (事務所所在地) 福島市松木町9番11号 (電話番号) 024-529-5961 (FAX番号) 024-529-5962
県南	1001609	ベストファーム 行政書士法人	従たる事務所設置 (事務所の名称) ベストファーム行政書士法人 白河事務所 (事務所所在地) 白河市新白河一丁目36番地 (電話番号) 0248-21-7181 (FAX番号) 0248-21-7182

# 会員の動き

## 退会者

支部名	会員番号	氏名	事務所所在地	退会年月日
県南	457	永山富士男	岩瀬郡鏡石町岡ノ内135番地	令和4年2月16日
いわき	597	吉井 洋意	いわき市平字五町目10	令和4年2月28日
会津	2415	小島 雄一	会津若松市城西町5番66号	令和4年2月28日
郡山	885	宗像 功	田村郡滝根町大字菅谷字沖田64	令和4年2月28日
福島	2066	片平 大造	福島市瀬上町字四斗蒔5番地の5	令和4年3月31日
郡山	2313	相楽 時男	郡山市大槻町字小山田前141番地の5	令和4年3月31日
郡山	1769	遠藤 三郎	田村郡三春町字丈六4番地の1	令和4年3月 3日
県南	1491	伊豆 周治	西白河郡矢吹町本町181番地15	令和4年3月11日
郡山	1433	根本 正子	郡山市安積町長久保三丁目25番地1	令和4年3月18日
会津	802	大森 貞彦	喜多方市字東川原田7261-1	令和4年3月31日
会津	1788	中川 泰臣	耶麻郡北塩原村大字北山字北畑4245番地	令和4年3月31日
相双	782	関 琴枝	南相馬市原町区南町二丁目102-2	令和4年3月11日
会津	2024	長嶺 庄一	大沼郡会津美里町橋丸字田中89番地1	令和4年3月11日
福島	809	大関 繁夫	伊達市保原町字赤橋37番地1	令和4年3月31日
郡山	2274	安齋 譲	郡山市大槻町字西ノ宮西74番地の3	令和4年3月31日
会津	2215	橋本 哲夫	会津若松市河東町金田字塩庭105番地	令和4年3月17日
会津	1948	大竹 貢	南会津郡南会津町田島字観音寺80番地2	令和4年3月31日
郡山	2155	滝沢 洋一	郡山市緑ヶ丘東四丁目26番地の5	令和4年3月31日
県南	2175	平沼 正宏	石川郡石川町大字塩沢字広畑44番地1	令和4年3月31日
郡山	1910	亀岡 直樹	郡山市富田町字猪鹿野久保1番地の28	令和4年3月31日
県南	2216	星 規夫	須賀川市下宿町93番地	令和4年3月31日
福島	2268	坂内 誠司	福島市方木田字石田3番地の24	令和4年3月31日

## 訃報 (謹んでご冥福をお祈りいたします)

郡山支部	2117	小椋 豊美	令和4年3月4日(逝去)
郡山支部	1031	佐久間 義伸	令和元年11月20日(逝去)

## 令和4年度 会費納入について（お願い）

日頃会員の皆様には会の運営につきましては、ご協力をいただき感謝申し上げます。  
会費は会則施行規則第8条の3により、毎年5月末日まで納入することとなっておりますので、納入下さるようお願い致します。  
納入されない場合、会則第18条の5の規定により、処分となります。 （経理部）

### 会費納入のお願い（各支部口座）

#### 福島支部 ○郵便振替口座

口座番号 02260 - 2 - 97368  
名 義 福島県行政書士会福島支部

#### 郡山支部 ○郵便振替口座

口座番号 02240 - 8 - 93394  
名 義 福島県行政書士会郡山支部  
○郡山信用金庫 並木支店 普通  
口座番号 0144472  
名 義 福島県行政書士会郡山支部

#### 県南支部 ○東邦銀行 白河支店 普通

口座番号 1225108  
名 義 福島県行政書士会県南支部  
○郵便振替口座  
記 号 18220  
番 号 19436251  
名 義 福島県行政書士会県南支部

#### 会津支部 ○東邦銀行 会津一之町支店 普通

口座番号 1079590  
名 義 福島県行政書士会会津支部

#### いわき支部 ○東邦銀行 平西支店 普通

口座番号 153204  
名 義 福島県行政書士会いわき支部

#### 相双支部 ○郵便振替口座

口座番号 02100 - 9 - 25126  
名 義 福島県行政書士会相双支部

※金額につきましては、各支部へお尋ね下さい。

# 会 務 日 誌

(注) ◎本会関係    ○支部関係    ◇日行連関係

年月日	行 事	場 所	出 席 者
4. 4. 18	◎ 第 4 回理事会	本会会議室	会長・副会長 理事・代表幹事
19	◎ 丁種封印実績確認	本会相談室 2	菅野封印管理委員長 佐々木封印管理副委員長
19	○ 会津若松市 無料相談会	会津若松市 生涯学習総合センター	会津支部相談員
20	◎ 職務上請求書 確認審査事務	本会相談室 2	幕田総務部員
21	◎ 定時総会 会場下見	スパリゾートハワイアンズ	菅野副会長・村越総務部長 ・いわき支部長・村崎副支部長
21	◎ 第三委員会	福島県自動車会議所	紺野企画開発部長 立花第三委員・相談員
22	◎ 登録証交付式	本会会議室	会長
26	○ いわき市無料相談会	いわき市役所	いわき支部相談員
28	○ 福島支部定時総会	コラッセふくしま	福島支部会員
〃	○ 県南支部定時総会	東京第一ホテル新白河	県南支部会員
5. 6	◎ 職務上請求書 確認審査事務	本会相談室 2	小澤監察委員
7	○ 郡山支部定時総会	郡山市安積総合学習センター (サンフレッシュ郡山)	郡山支部会員
9	◎ 議事運営委員会	本会会議室 1	会長・村越総務部長 ・議事運営委員
〃	第 2 回部長会	本会会議室 2	会長・副会長・部長
〃	部長会・議事 運営委員会合同会議	本会会議室 1・2	会長・副会長・部長 ・議事運営委員・議長候補者
11	◎ 総合相談センター 無料相談日	本会会議室	根本(秀)相談員 ・塩田相談員
12	○ 会津支部定時総会	会津若松市民文化センター	会津支部会員
13	○ いわき支部定時総会	いわき産業創造館	いわき支部会員

## 編集後記

広報部 塩田 仍文

こんにちは！

コロナが全世界に広がり、日本でも各国同様に大変な状況にあり、ワクチン三回接種、又四回目も始まろうとしている中、世界のグローバル化は進み特にエネルギー、食料問題等が提起されています。

そんな中、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻がおこり、ロシアに対して世界は経済制裁を行い、特にSIFTがロシアにかかれていまして金融市場まで影響がおよび、特にロシアは資源輸出国であり、ウクライナは農産物輸出国でもあり、一層世界は混乱をしております。

さて、私達行政書士会においては時代の変容により各種許認可申請においてオンライン化が進んでおり、特に他業種（司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、税理士）との関係をいっそう深くかかわり良い面で影響しながら仕事をしていく時代になっております。又、諸官庁の指導のもと特に諸官庁との関係を重視していかなければならない時代になっております。

今後とも各行政書士会の先生方と共に情報交換をしながら、行政書士会のために皆さんと一緒に努力していきたいと思っております。

表紙タイトル文字「行政ふくしま」 郡山支部 渡辺 金治 会員

写真説明 (表紙)「ミルキーウェイ」(写真提供：安藤 強)  
(裏表紙)「レインボー」(写真提供：安藤 強)

コメント 夏の足音が爽快な風と共にやってきました。  
たまに、夜空を見上げると天の川(ミルキーウェイ)がうっすら見えます。  
奇跡的に雲のない夜空と2本の虹に出会えました。

福島県行政書士会会報 「行政ふくしま」 No.139

発行日 令和4年5月  
発行所 福島県行政書士会  
〒963-8877 郡山市堂前町10番10号  
TEL(024)973-7161 FAX(024)973-7174  
ホームページ <https://www.fukushima-gyosei.jp>  
メールアドレス [info@fukushima-gyosei.jp](mailto:info@fukushima-gyosei.jp)  
発行者 金沢 和則  
編集委員 広報部長 安藤 強 広報副部長 小田島達也  
広報部 松本 裕治 塩田 仍文

印刷所 株式会社ヨシダコーポレーション  
〒963-0724 福島県郡山市田村町上行合字北川田22-1  
TEL(024)942-0005(代) FAX(024)942-2233



## 会費を納入しましょう

会費の納入は**5月末日**までとなっております。厳守してください。

納入されない場合は、  
会則第18条の5の規定により  
処分となります。



レインボー (写真提供：安藤 強)